

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 30

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.30

全北海道教職員組合

2019.12.3

道議会で、教育職員の変形労働時間制について質疑

佐藤教育長は、変形労働導入について



「働き方改革推進へ有効」と答弁

●「制度導入は有効」と教育長が答弁

11月29日の北海道議会第4回定例会一般質問で、教育職員の変形労働時間制について質疑が行われました。

須田靖子議員（民主・道民連合）の質問に対し、道教委の佐藤嘉大教育長は、制度導入による効果として「休日の増加による教員のゆとりの創造と、年間を通した勤務の総時間の縮減につながる、学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして有効と考えている」と答弁しました。



●一方で、「授業改善や教材研究などに十分時間を取る」と知事が答弁

その上で、「道教委としては、日々の教員の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を進めるとともに、国会審議の動向を踏まえ、働きやすい職場環境の整備に向けて実効性のある働き方改革を進める」と述べています。

また、鈴木直道知事は、策定に向け準備を進める道総合教育大綱の素案において、学校における働き方改革の推進を掲げているとして、「授業改善や教材研究などに十分時間を取り、未来を担う子どもたちに質の高い教育を提供できるよう、道教委と連携し、教育環境の充実に取り組む」と答弁しています。

●「変形労働の導入」では長時間労働は解消できない～国会審議で明らかに

教育長や知事の答弁のように、「実効性のある働き方改革」「授業改善や教材研究などに十分時間を」と言うのであれば、その方策は「変形労働の導入」ではありません。

11月13日の衆議院文部科学委員会で、丸山洋司政府参考人（文科省初等中等教育局長）は、「この制度を導入することで、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものとは考えておりません」と述べています。「変形労働の導入」では、長時間労働の解消に何の効果もないのです。教員の異常な長時間労働を解消するためには、教員を大幅に増やし、業務を減らす以外にありません。

この法案が成立された場合、地方自治体の条例によって制度導入が可能となります。「働き方改革推進へ有効」と言う教育長の認識を改めさせ、北海道で条例化を許さない世論を広げていくためにも、学校現場の実態、教員の思いについて、職場や地域での対話を広げ、各地で声を上げていくことが大切です。

